

インフルエンザ経過報告書

●インフルエンザによる出席停止期間の基準については、学校保健安全法施行規則第19条第2項により、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱\*した後2日（幼児にあつては3日）を経過するまで」と規定されていることから、登校する際には、下記事項をご記入・ご確認の上、提出願います。

\*解熱日・・・平熱に戻った日

①～⑥	……	医療機関により記入	(※医療機関での記入が難しい場合には、保護者記入)
⑦	……	保護者記入	
※ 医療機関による治癒証明書の提出は必要ありません。			

① 受診医療機関名:	
② 医師氏名:	印
③ 発症日:	年 月 日 (病気による熱等の症状が始まった日)
④ 診断日:	年 月 日 (医療機関で診断された日)
⑤ 診断型:	A型・B型・不明 (該当する項目に○を付けて下さい)
⑥ 処方薬:	イナビル・リレンザ・タミフル・ゾフルーザ・その他 (該当する項目に○を付けて下さい)

⑦ 体温の経過 (測定・・・できれば午前・午後1回、どちらか1回も可)

	体温測定月日	測定時間：体温		測定時間：体温	
発症日	月 日	午前 時 分： 度		午後 時 分： 度	
1日目	月 日	午前 時 分： 度		午後 時 分： 度	
2日目	月 日	午前 時 分： 度		午後 時 分： 度	
3日目	月 日	午前 時 分： 度		午後 時 分： 度	
4日目	月 日	午前 時 分： 度		午後 時 分： 度	
5日目	月 日	午前 時 分： 度		午後 時 分： 度	
6日目	月 日	午前 時 分： 度		午後 時 分： 度	
7日目	月 日	午前 時 分： 度		午後 時 分： 度	
8日目	月 日	午前 時 分： 度		午後 時 分： 度	

【発熱期間が長く、記録できない場合は、裏面の余白を使い、記入してください。】

上記のとおり、発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼稚園・認定こども園・保育所等にあつては3日）を経過しましたので、出席停止措置の解除をお願いいたします。

年 月 日 園児名 : \_\_\_\_\_  
 保護者名 : \_\_\_\_\_ 印

## インフルエンザにおける出席停止期間 (幼稚園・認定こども園・保育所等)

出席停止期間⇒発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで。

※発症した次の日を1日目として5日間は出席停止となる。

発症後3日目以降に解熱した場合には、解熱後3日を経過するまで出席停止となるため、5日を越えての出席停止となる。

発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
	発症した後5日登園不可								
発熱	解熱	×	×	×	×	○	○	○	○
発熱		解熱	×	×	×	○	○	○	○
発熱			解熱	×	×	×	○	○	○
発熱				解熱	×	×	×	○	○
発熱					解熱	×	×	×	○

☆1日のうちで発熱したり下がったりした場合は発熱期間とします。  
 ☆治癒証明書の提出は必要ありません。